

中央防災会議
「東南海、南海地震等に関する専門調査会」
(第16回)

東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について

平成15年12月16日
中央防災会議事務局

1．基本の方針

東南海・南海地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（以下、「法」という。）第3条において、「東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と定義されている。

推進地域の指定の基本的な考え方は、本専門調査会の第14回会合の審議において、具体的な「指定基準」を別紙1のとおりとした。

これを受け、基準に基づいた地域案（以下、「地域原案」という。）について、法に基づいて内閣総理大臣から関係する21都府県知事（494市町村）に対して意見照会を行ったところ、参考資料1のとおり回答があった。

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域は、極めて切迫性の高い東海地震の警戒宣言発令時に対象者の避難や鉄道の運行停止など、指定された地域内の市民生活に行動規制を課すものである。

一方、推進地域は、強化地域と異なり、今世紀前半に発生する可能性が高いと見られる東南海・南海地震に前もって備えるため、防災施設の整備や津波からの避難計画の作成等、総合的な防災対策を推進すべき地域を定めるもので、規制的な要素を含まない。

このような推進地域の性格を踏まえれば、地域指定に当たっては、特に範囲を限定的に捉えるよりは、むしろ、防災対策の基本単位である地元市町村の地震防災対策の推進に取り組もうとする意向を最大限尊重することが適当であると考えられる。

しかしながら、推進地域は、法に基づき、東南海・南海地震が発生した場合に著しい被害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を指定するものであって、この趣旨に適した地域であるかどうかの確認が必要である。

2．都府県知事の意見についての確認

市町村からの追加等の要望・意見を踏まえた都道府県知事の意見については、以下の方針により「指定基準」への適合性を確認することとする。なお、この方針に該当する市町村であっても、市町村からの要望等がない場合には、特段の配慮は行わないものとする。

（1）震度に関する基準について

専門調査会の震度分布の想定は、

マクロな観点から過去に発生した地震の被害を再現できるように行ったものであるが、地震波が集中する可能性がある谷や盆地構造が十分反映され

ていない可能性がある。

全体を捉えた広域防災計画の検討等を主たる目的で行ったものであり、個別地域の防災計画の検討にあたっては、個々の地域のより詳細な状況を踏まえた検討を行うべきという性格のものである。

したがって、震度に関する「指定基準」の運用にあたっては、関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村については、震度の基準を満たすものと判断することが妥当であると考ええる。

(2) 津波に関する基準について

津波に関する基準については、「大津波」(3m以上)もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位より高い海岸堤防がない地域」としているところである。

各地域の海岸堤防の状況については、地域に密着した地方公共団体の方がより正確に把握しているところであり、被害想定や地域原案の作成にあたっては、従来から関係都府県と連携をとりつつ、調査・検討してきたところである。

今回の意見照会を踏まえ、さらに現地における堤防の整備状況の確認作業を行った結果、地域原案を修正する必要が出てきた場合においても、原則として関係都府県の意見を取り入れて修正するものとする。

(3) 過去の地震による被害について

「指定基準」では、「過去に発生した東南海・南海地震等で、特殊な地形等の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の東南海・南海地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする」としている。

「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したしたものが、「指定基準」である震度6弱以上となる市町村とすることが妥当であると考ええる。

(4) 防災体制の確保等の観点について

「指定基準」では、「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする」としているが、その具体的な運用としては以下のとおりとすることが妥当であると考ええる。

広域防災体制の一体性

- 1) 地震発生時の応急対策や事前の防災訓練をはじめとした防災対策につい

ては、通常、消防組合を構成する市町村が一体となって実施される。

したがって、消防組合、消防事務委託により、指定候補市町村（地域原案に上記（１）～（３）を考慮した市町村を加えた市町村をいう。以下同じ。）と一体的かつ総合的な防災体制をとることとなっている市町村、及び常備消防本部が未設置の市町村においては、消防相互応援協定等により、指定候補市町村の支援を受けた防災体制を確保している市町村については、推進地域の指定にあたって、これを考慮する。

- 2) 消防体制が一体でない場合であっても、指定候補市町村と水防組合や医療、ごみ処理、上水道の事務を一体的に遂行している市町村は、地震発生時の堤防等の緊急点検や災害医療、がれき処理や被災地への給水等の防災対策を一体的に行う必要がある。

したがって、水防組合、医療、ごみ処理、上水道などの防災に関係する事務を指定候補市町村と一体的に遂行している市町村については、推進地域の指定にあたって、これを考慮する。

周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

指定候補市町村及び上記 によって推進地域案に含まれる市町村に周囲をほとんど囲まれている市町村は、地震発生時の避難や緊急輸送を行うにあたって、周囲の市町村と連携をとる必要がある。また、緊急輸送路等の道路整備や海岸堤防の整備、その他地震防災施設の整備等の予防対策についても、周囲の市町村と連携をとって行うことにより、より効果的なものになると考えられる。

したがって、推進地域の指定にあたって、これを考慮する。

3．都府県知事の意見を踏まえた推進地域案

2．の方針に基づき、都府県知事からの要望・意見について確認を行った結果、推進地域としては、別紙2のとおりとすべきであると考えます。

4．今後の地域指定について

今後、10年程度経過した段階で東海地震が発生していない場合、東南海・南海地震対策の全般にわたり見直すこととしている。ただし、それまでの間に各地域における施設整備状況や地域独自の検討成果を勘案して、適宜地域指定のあり方を見直すこともありうるものとする。

推進地域の指定基準について

(1) 震度に関する基準について

震度6弱以上となる地域を基準とする。

(2) 津波に関する基準について

海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。

「大津波」(3m以上)もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域

(3) 推進地域の指定単位について

防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。

なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。

(4) 防災体制の確保等の観点からの指定について

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

また、過去に発生した東南海・南海地震等で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の東南海・南海地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

東南海・南海地震防災対策推進地域指定市町村一覧（案）

東京都	八丈町、小笠原村
長野県	諏訪市
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、羽島郡川島町、同郡岐南町、同郡笠松町、同郡柳津町、海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町、養老郡養老町、同郡上石津町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、同郡墨俣町、揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡大野町、同郡池田町、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村、同郡坂内村、本巣郡北方町、同郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町、同郡上之保村、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町、同郡兼山町、土岐郡笠原町、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村、同郡上矢作町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、天竜市、浜北市、湖西市、賀茂郡南伊豆町、志太郡大井川町、榛原郡御前崎町、同郡相良町、同郡榛原町、同郡吉田町、同郡金谷町、小笠郡大須賀町、同郡浜岡町、同郡小笠町、同郡菊川町、同郡大東町、周智郡森町、磐田郡浅羽町、同郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村、浜名郡舞阪町、同郡新居町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ヶ日町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛知郡東郷町、同郡長久手町、西春日井郡西枇杷島町、同郡豊山町、同郡師勝町、同郡西春町、同郡春日町、同郡清洲町、同郡新川町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、葉栗郡木曾川町、中島郡祖父江町、同郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡十四山村、同郡飛島村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町、額田郡幸田町、同郡額田町、西加茂郡三好町、同郡藤岡町、東加茂郡下山村、南設楽郡鳳来町、同郡作手村、宝飯郡音羽町、同郡一宮町、同郡小坂井町、同郡御津町、渥美郡渥美町

<p>三重県 (全域)</p>	<p>津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、<u>上野市</u>、<u>鈴鹿市</u>、<u>名張市</u>、<u>尾鷲市</u>、<u>亀山市</u>、<u>鳥羽市</u>、<u>熊野市</u>、<u>久居市</u>、<u>いなべ市</u>、<u>桑名郡多度町</u>、<u>同郡長島町</u>、<u>同郡木曽岬町</u>、<u>員弁郡東員町</u>、<u>三重郡菰野町</u>、<u>同郡楠町</u>、<u>同郡朝日町</u>、<u>同郡川越町</u>、<u>鈴鹿郡関町</u>、<u>安芸郡河芸町</u>、<u>同郡芸濃町</u>、<u>同郡美里村</u>、<u>同郡安濃町</u>、<u>一志郡香良洲町</u>、<u>同郡一志町</u>、<u>同郡白山町</u>、<u>同郡嬉野町</u>、<u>同郡美杉村</u>、<u>同郡三雲町</u>、<u>飯南郡飯南町</u>、<u>同郡飯高町</u>、<u>多気郡多気町</u>、<u>同郡明和町</u>、<u>同郡大台町</u>、<u>同郡勢和村</u>、<u>同郡宮川村</u>、<u>度会郡玉城町</u>、<u>同郡二見町</u>、<u>同郡小俣町</u>、<u>同郡南勢町</u>、<u>同郡南島町</u>、<u>同郡大宮町</u>、<u>同郡紀勢町</u>、<u>同郡御園村</u>、<u>同郡大内山村</u>、<u>同郡度会町</u>、<u>阿山郡伊賀町</u>、<u>同郡島ヶ原村</u>、<u>同郡阿山町</u>、<u>同郡大山田村</u>、<u>名賀郡青山町</u>、<u>志摩郡浜島町</u>、<u>同郡大王町</u>、<u>同郡志摩町</u>、<u>同郡阿児町</u>、<u>同郡磯部町</u>、<u>北牟婁郡紀伊長島町</u>、<u>同郡海山町</u>、<u>南牟婁郡御浜町</u>、<u>同郡紀宝町</u>、<u>同郡紀和町</u>、<u>同郡鵜殿村</u>、</p>
<p>滋賀県</p>	<p>彦根市、<u>長浜市</u>、<u>近江八幡市</u>、<u>八日市市</u>、<u>野洲郡野洲町</u>、<u>甲賀郡水口町</u>、<u>同郡土山町</u>、<u>同郡甲賀町</u>、<u>蒲生郡安土町</u>、<u>同郡蒲生町</u>、<u>同郡日野町</u>、<u>同郡竜王町</u>、<u>神崎郡永源寺町</u>、<u>同郡五個荘町</u>、<u>同郡能登川町</u>、<u>愛知郡愛東町</u>、<u>同郡湖東町</u>、<u>同郡秦荘町</u>、<u>同郡愛知川町</u>、<u>犬上郡豊郷町</u>、<u>同郡甲良町</u>、<u>同郡多賀町</u>、<u>坂田郡米原町</u>、<u>同郡近江町</u></p>
<p>京都府</p>	<p>京都市</p>
<p>大阪府</p>	<p>大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、<u>四條畷市</u>、<u>交野市</u>、<u>大阪狭山市</u>、<u>阪南市</u>、<u>泉北郡忠岡町</u>、<u>泉南郡熊取町</u>、<u>同郡田尻町</u>、<u>同郡岬町</u>、<u>南河内郡太子町</u>、<u>同郡河南町</u>、<u>同郡千早赤阪村</u>、<u>同郡美原町</u></p>
<p>兵庫県</p>	<p>神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、<u>相生市</u>、<u>加古川市</u>、<u>赤穂市</u>、<u>高砂市</u>、<u>加古郡播磨町</u>、<u>飾磨郡家島町</u>、<u>揖保郡御津町</u>、<u>津名郡津名町</u>、<u>同郡淡路町</u>、<u>同郡北淡町</u>、<u>同郡一宮町</u>、<u>同郡五色町</u>、<u>同郡東浦町</u>、<u>三原郡緑町</u>、<u>同郡西淡町</u>、<u>同郡三原町</u>、<u>同郡南淡町</u></p>
<p>奈良県 (全域)</p>	<p><u>奈良市</u>、<u>大和高田市</u>、<u>大和郡山市</u>、<u>天理市</u>、<u>橿原市</u>、<u>桜井市</u>、<u>五條市</u>、<u>御所市</u>、<u>生駒市</u>、<u>香芝市</u>、<u>添上郡月ヶ瀬村</u>、<u>山辺郡都祁村</u>、<u>同郡山添村</u>、<u>生駒郡平群町</u>、<u>同郡三郷町</u>、<u>同郡斑鳩町</u>、<u>同郡安堵町</u>、<u>磯城郡川西町</u>、<u>同郡三宅町</u>、<u>同郡田原本町</u>、<u>宇陀郡大宇陀町</u>、<u>同郡菟田野町</u>、<u>同郡榛原町</u>、<u>同郡室生村</u>、<u>同郡曽爾村</u>、<u>同郡御杖村</u>、<u>高市郡高取町</u>、<u>同郡明日香村</u>、<u>北葛城郡新庄町</u>、<u>同郡當麻町</u>、<u>同郡上牧町</u>、<u>同郡王寺町</u>、<u>同郡広陵町</u>、<u>同郡河合町</u>、<u>吉野郡吉野町</u>、<u>同郡大淀町</u>、<u>同郡下市町</u>、<u>同郡黒滝村</u>、<u>同郡西吉野村</u>、<u>同郡天川村</u>、<u>同郡野迫川村</u>、<u>同郡大塔村</u>、<u>同郡十津川村</u>、<u>同郡下北山村</u>、<u>同郡上北山村</u>、<u>同郡川上村</u>、<u>同郡東吉野村</u></p>

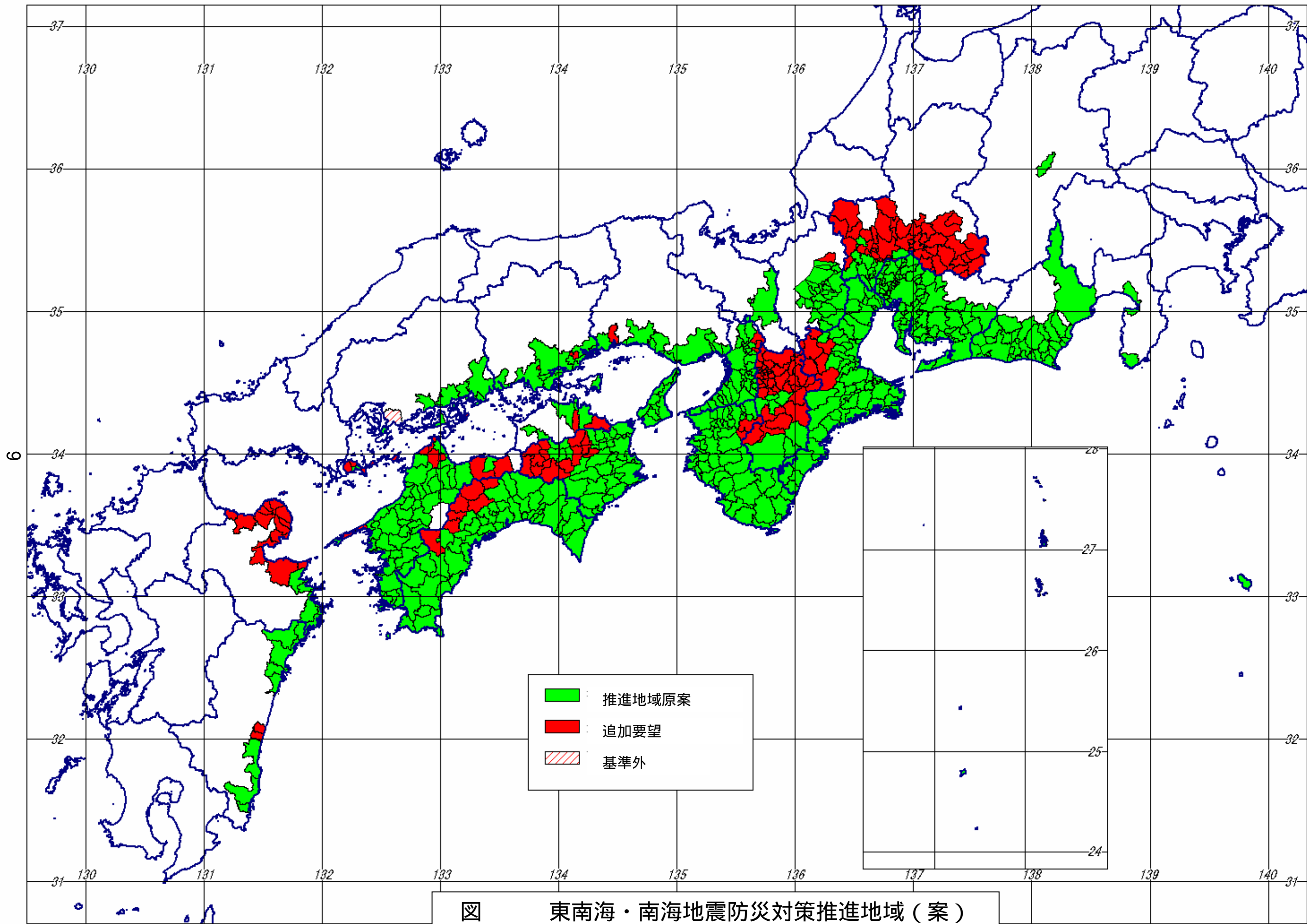
和歌山県 (全域)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、海草郡下津町、同郡野上町、同郡美里町、那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡貴志川町、同郡岩出町、伊都郡かつらぎ町、同郡高野口町、同郡九度山町、 <u>同郡高野町</u> 、 <u>同郡花園村</u> 、有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村、同郡龍神村、同郡南部川村、同郡南部町、同郡印南町、西牟婁郡白浜町、同郡中辺路町、同郡大塔村、同郡上富田町、同郡日置川町、同郡すさみ町、同郡串本町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座町、同郡古座川町、同郡熊野川町、同郡本宮町、同郡北山村
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、和気郡日生町、邑久郡牛窓町、同郡邑久町、 <u>同郡長船町</u> 、児島郡灘崎町、 <u>都窪郡早島町</u> 、浅口郡寄島町
広島県	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、安芸郡音戸町、沼隈郡沼隈町
山口県	<u>大島郡久賀町</u> 、 <u>同郡大島町</u> 、 <u>同郡東和町</u> 、 <u>同郡橋町</u>
徳島県 (全域)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町、同郡鷺敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同郡木頭村、海部郡由岐町、同郡日和佐町、同郡牟岐町、同郡海南町、同郡海部町、同郡穴喰町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、同郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、 <u>同郡阿波町</u> 、麻植郡鴨島町、同郡川島町、 <u>同郡山川町</u> 、 <u>同郡美郷村</u> 、美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡半田町、同郡貞光町、 <u>同郡一宇村</u> 、 <u>同郡穴吹町</u> 、同郡木屋平村、三好郡三野町、 <u>同郡三好町</u> 、 <u>同郡池田町</u> 、 <u>同郡山城町</u> 、 <u>同郡井川町</u> 、 <u>同郡三加茂町</u> 、 <u>同郡東祖谷山村</u> 、 <u>同郡西祖谷山村</u>
香川県	高松市、さぬき市、 <u>東かがわ市</u> 、小豆郡内海町、 <u>木田郡三木町</u> 、同郡牟礼町、同郡庵治町、仲多度郡仲南町、三豊郡高瀬町
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、 <u>新居浜市</u> 、西条市、大洲市、伊予三島市、伊予市、北条市、東予市、宇摩郡土居町、周桑郡小松町、同郡丹原町、 <u>越智郡朝倉村</u> 、 <u>同郡玉川町</u> 、 <u>同郡波方町</u> 、 <u>同郡大西町</u> 、 <u>同郡菊間町</u> 、 <u>同郡弓削町</u> 、同郡大三島町、温泉郡重信町、同郡川内町、 <u>同郡中島町</u> 、上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡小田町、伊予郡松前町、同郡砥部町、同郡広田村、同郡中山町、同郡双海町、喜多郡長浜町、同郡内子町、同郡五十崎町、同郡肱川町、同郡河辺村、西宇和郡保内町、 <u>同郡伊方町</u> 、 <u>同郡瀬戸町</u> 、同郡三崎町、同郡三瓶町、東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡広見町、同郡松野町、同郡日吉村、同郡津島町、南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町

高知県 (全域)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、中村市、宿毛市、土佐清水市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡土佐山田町、同郡野市町、同郡夜須町、同郡香北町、同郡吉川村、同郡物部村、長岡郡本山町、同郡大豊町、土佐郡鏡村、同郡土佐山村、同郡土佐町、 <u>同郡大川村、同郡本川村、吾川郡伊野町、同郡池川町、同郡春野町、同郡吾川村、同郡吾北村</u> 、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡窪川町、 <u>同郡檮原町</u> 、同郡大野見村、同郡東津野村、同郡葉山村、 <u>同郡仁淀村</u> 、同郡日高村、幡多郡佐賀町、同郡大正町、同郡大方町、同郡大月町、同郡十和村、同郡西土佐村、同郡三原村
大分県	<u>大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、西国東郡真玉町、同郡香々地町、東国東郡国見町、同郡姫島村、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町、速見郡日出町、北海部郡佐賀関町、南海部郡上浦町、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲江町</u>
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、 <u>宮崎郡佐土原町</u> 、南那珂郡南郷町、 <u>児湯郡新富町</u> 、東臼杵郡門川町、同郡北川町、同郡北浦町

——線消しは、基準外であることが判明した1市。

.....線は、各府県より追加要望のあった159市町村。

計 21都府県652市町村



推進地域指定のフローチャート

